

千風苑を利用する場合の手続きの流れ

①死亡届の提出（死亡を知った日から7日以内）

- 提出先：北広島町役場町民保健課・各支所住民係
又は安芸太田町役場本庁税務住民課
〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784-1
- 持参するもの：死亡診断書、申請人の印鑑

②火葬場使用許可申請書の提出（火葬場予約）

- 提出先：安芸太田町役場本庁税務住民課
- 受付時間（土日祝日含む）
翌日に火葬を希望する場合 15時まで
翌々日の火葬を希望する場合 17時まで
- 持参するもの：火葬許可証、申請人の印鑑

③火葬場使用料の支払い（火葬当日）

- 提出先：安芸太田町火葬場千風苑
〒731-3821 山県郡安芸太田町大字土居670-4
- 必要なもの：火葬許可証、火葬場使用許可証
火葬場使用料金

④補助金の申請（火葬後60日以内）

- 提出先：北広島町役場環境生活課・各支所住民係
- 持参するもの：火葬許可証の写し
千風苑使用料領収書の写し
印鑑（申請者と振込先口座名義人が違う場合）